

許可番号第 22 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県狭山市広瀬台二丁目7番3号

氏 名 株式会社 小見山商事

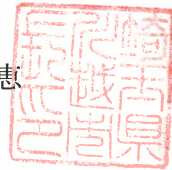
代表取締役 小見山 銀蔵

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和8年3月31日

川越市長 森田 初 恵



記

営業所の所在地 及び名称	埼玉県狭山市広瀬台二丁目7番3号 株式会社 小見山商事
取り扱う一般 廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(ごみ)
収集又は運搬の 区 別	収集・運搬
運 搬 先	指定された川越市廃棄物処理施設
営 業 の 区 域	川越市内
許可の有効期間	令和 8年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで
許 可 の 条 件	1 一般廃棄物の収集運搬は、許可車両で行うこと。 2 収集した一般廃棄物は、運搬先へ運搬する過程で積替えをしないこと。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例、その他関係法令を遵守すること。